

安田女子短期大学学則

第1章 総則

（目的）

第1条 安田女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

（自己評価及び教育内容等の改善のための組織等）

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の点検及び評価並びに教育の内容及び方法の改善を図るために必要な事項は、別に定める。

（情報の積極的な公表）

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

（学科）

第2条 本学に、次の学科を置く。

保育科

2 保育科は、時代の変化や社会の要請に応え得る、人間性豊かで高い資質の保育者養成を主たる目的とする。

（学生定員）

第3条 学生の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	入学定員	収容定員
保育科	0名	150名

（修業年限）

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 夏季休業 8月1日から9月19日まで

(4) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 2月1日から3月31日まで

（授業期間）

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第2章 教育課程

（履修方法）

第9条 学生は、次の表の規定に従い2年以上にわたって所定の科目を履修し、64単位以上を修得しなければならない。

区分	特別科目	基礎教育科目	専門教育科目
保育科	2単位	12単位以上	50単位以上

2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前項に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所要の単位を修得しなければならない。

3 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令（昭和28年政令第74号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する単位を修得しなければならない。

4 前2項の規定に基づき本学で取得できる免許状及び資格は、次の表のとおりとする。

区 分	免許状	資格
保育科	幼稚園教諭二種免許状	保育士

（教育課程）

第10条 前条の規定による単位修得についての教育課程は、別表のとおりとする。

（単位の基準）

第11条 前条に規定する単位の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前3号に規定する基準を考慮して学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第12条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、保育科の学生が本学の定めるところにより、本学に入学する前に他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について修得した単位を、保育科の当該授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学が教育上有益と認めるときは、保育科の学生が本学の定めるところにより、本学に入学する前に他の指定保育士養成施設以外の他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、保育科の基礎教育科目に相当する授業科目については、当該授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えないものとする。

5 1年次に入学した者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（他の短期大学及び大学等における授業科目の履修等）

第12条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、保育科の学生が本学の定めるところにより、他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について修得した単位を、保育科の当該授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学が教育上有益と認めるときは、保育科の学生が本学の定めるところにより、他の指定保育士養成施設以外の他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、保育科の基礎教育科目に相当する授業

科目については、当該授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 5 他の短期大学及び大学等における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の認定）

第13条 一つの授業科目を履修した者に対しては、学科試験その他の方法によって単位修得の認定を行い、所定の単位を与える。

- 2 前項に関する細則は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第13条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（学習評価）

第14条 学習評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもってし、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第3章 職員組織

（職員組織）

第15条 本学に次の職員を置く。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

- 2 本学に、必要に応じ、次の職員を置くことができる。

副学長、学長補佐

- 3 その他必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

第16条 削除

（教授会）

第16条の2 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

（2）学位の授与に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 4 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）学長

（2）専任（特別専任を含む。）の教授

- 5 教授会には、学長が必要と認めたときは、准教授その他の職員を加えることができる。

- 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（代議員会等）

第17条 教授会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等（審議機関）を置くことができる。

- 2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

- 3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学資格、入学、休学、復学、退学、転学、除籍、再入学、留学及び卒業

（入学資格及び入学願）

第18条 本学に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、本学の入學者選抜試験に合格したものとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 前項第3号の入學資格に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学に入學を志願する者は、所定の期日までに所定の手続をしなければならない。

（入學手続）

第19条 本学が行う入學者選抜試験に合格した者は、別に定めるところにより入學手続をしなければならない。

（入學許可）

第20条 入學手続を完了した者に対して、学長は入學を許可する。

2 入學を許可された者は、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

（入學の時期）

第21条 入學の時期は、学年の始めとする。

（休學）

第22条 疾病その他の理由により、2か月以上学習することができない場合は、事由を具して学長に願い出て、その許可を得て、当該学期又は学年の終りまで休學することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第23条 疾病その他の事由によって学習することが不適当と認められた場合は、学長は休學を命ずることがある。

（休學期間）

第24条 休學期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 休學期間は、在學期間に算入しない。

（復學）

第25条 休學期間満了の場合又は休學期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復學することができる。ただし、疾病による事由により休學した者が復學しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第25条の2 削除

（退學及び転學）

第26条 退學又は他の大学に転學しようとするときは、事由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第26条の2 學生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長はこれを除籍することがある。

(1) 第4条第2項に定める在學期間を経過しても、なお卒業の認定が得られない者

(2) 第24条に定める休學期間を超えた者

(3) 授業料その他諸納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

2 前項第3号に規定する授業料等の未納者に係る除籍手続に関し必要な事項は、別に定める。

（再入學）

第27条 第26条の規定により本學を退學した者又は前条第1項第2号若しくは第3号の規定により本學を除籍された者が、同一学科に再入學を願い出たときは、学長は入學を許可することがある。

2 再入學の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

（留學）

第27条の2 外国の大学で學修することを志願する者は、学長の許可を得て留學することができる。

2 前項の許可を得て留學した期間は、第4条第1項に定める修業年限に含めることができる。

3 留學に関する規程は、別に定める。

（卒業）

第28条 第4条第1項に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者には、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

（学位の授与）

第29条 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

2 短期大学士の学位の授与については、別に定める。

第6章 授業料等諸納付金

（授業料等諸納付金）

第30条 本学における入学検定料、入学料及び授業料並びに施設設備費の額は、次の表に掲げるとおりとし、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

区 分		金 額（円）
入学検定料	自己表現型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、総合型選抜（専願・併願）、社会人特別選抜、一般選抜（前期日程・後期日程）、安田女子高等学校特別選抜	20,000
	大学入学共通テスト利用選抜（前期日程・後期日程）	10,000
	上記以外の入学試験	20,000
入学料	—	100,000
授業料（年額）	2024年度・2023年度入学生	860,000
施設設備費	—	200,000

2 教育実習等に関する諸経費は、別に定めるところにより徴収する。

3 既に納めた納付金は、理由の如何にかかわらず、一切これを返還しない。

4 休学した者の授業料及び諸納付金は、免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

5 退学を許可された者又は転学を許可された者は、その期の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

6 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

第31条 授業料等諸納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

（表彰）

第32条 学長は、学生にして、学業又はその行為が他の模範とするに足ると認められた者があるときは、教授会の意見を聴いてこれを表彰することがある。

（懲戒）

第33条 学長は、学生が学則その他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前3項に規定する懲戒の処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 削除

第8章 科目等履修生、委託生、研究生、外国人学生及び特別聴講学生

（科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生）

第35条 本学に科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生を入学させることがある。

2 前項に関する規定は、別に定める。

第36条 第26条の2及び第33条の規定は、科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生に準用する。

第37条 削除

（特別聴講学生）

第37条の2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

（公開講座）

第38条 本学は一般人の教養を高め、地方文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。

第10章 附属施設

（附属図書館）

第39条 教員並びに学生の研究及び学修のため附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する細則は、別に定める。

（附属学習支援センター）

第39条の2 本学に、附属学習支援センターを置く。

- 2 附属学習支援センターに関する規定は、別に定める。

（附属教職センター）

第39条の2の2 本学に、附属教職センターを置く。

- 2 附属教職センターに関する規定は、別に定める。

（附属保健センター）

第39条の3 本学に、附属保健センターを置く。

- 2 附属保健センターに関する規定は、別に定める。

（附属幼稚園）

第40条 本学に附属幼稚園を置く。

- 2 附属幼稚園に関する規定は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和30年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和32年9月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和33年7月25日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度入学者から適用する。ただし、第30条の施設設備費については、昭和49年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行し、第30条については昭和51年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行し、第10条については昭和52年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から施行し、第30条については昭和53年度入学者から適用する。ただし、第3条の保育科及び家政科にいう総定員数は、昭和53年度から入学定員増を行い昭和54年度以後における総定員数を示す。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から施行し、第30条については昭和54年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から施行し、第30条については昭和55年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から施行し、第30条については昭和56年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から施行し、第30条については昭和57年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行し、第30条については昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和59年4月1日から施行し、第30条については昭和59年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行し、第30条については昭和60年度入学者から適用する。

附 則

- この改正学則は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度入学者から適用する。ただし、第30条第1項中施設設備費については、昭和60年度以前の入学者についても適用する。
- 第3条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

年度 科名	昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度		備 考
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
家 政 科	250人	400人	250人	500人	150人	400人	

附 則

この改正学則は、昭和61年9月20日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度入学者から適用する。ただし、第30条第1項中施設設備費については、昭和61年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- この改正学則は、昭和63年4月1日から施行し、第30条については昭和63年度入学者から適用する。
- 改正学則施行の際、現に在学する昭和62年度入学者で改正前学則（別表）教育課程「家政科」の表中「秘書に関する科目」を履修する者に係る教育課程は、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、昭和64年4月1日から施行し、昭和64年度入学者から適用する。ただし、第30条第1項中施設設備費については、昭和63年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第30条第4項の規定は、施行日前の休学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年10月24日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年12月1日から施行し、平成2年度入学者から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
- （別表2-1）及び（別表2-2）は、平成2年度入学者から適用する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

年度 科名	平成2年度		平成3年度～平成10年度		平成11年度		備 考
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
秘 書 科	100人	150人	100人	200人	50人	150人	

- 第10条については、平成2年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成2年12月1日から施行し、平成3年度入学者から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- （別表2-3）、（別表2-4）及び（別表2-5）は、平成3年度入学者から適用する。
- 改正学則の施行の際現在に在学する平成2年度入学者については、なお従前の例による。
- 昭和61年4月1日施行の改正学則附則第2項表中、家政科とあるのは、生活科学科と読み替えるものとする。

附 則

- この改正学則は、平成3年11月1日から施行する。
- 改正後の第30条第1項第3号については、平成4年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成4年2月6日から施行する。

附 則

- この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- （別表1）、（別表2）及び（別表3）は、平成4年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成4年12月1日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成5年4月1日から適用する。
- （別表1-1）、（別表2-1）及び（別表3-1）は、平成5年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。ただし、第30条第1項第4号の施設設備費については、平成5年度以前の入学者にも適用する。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、第30条第1項第4号の施設設備費については、平成7年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の第30条第1項第3号については、平成9年度入学者から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの間の学生定員は、次のとおりとする。

年度 科名	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

生活科学科	200名	450名	200名	400名	100名	300名
-------	------	------	------	------	------	------

- 3 改正後の第30条第1項第3号については、平成10年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成11年度から平成12年度までの間の学生定員は、次のとおりとする。

年度 科名	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
秘書科	100名	200名	50名	150名

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの間の学生定員は、次のとおりとする。

年度 科名	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科	170名	370名	170名	340名	155名	325名	140名	295名

平成16年度		平成17年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
125名	265名	100名	225名

年度 科名	平成12年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
秘書科	100名	200名	50名	150名

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの間の生活科学科の学生定員は、次のとおりとする。

年度 科名	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科	155名	325名	140名	295名	125名	265名

- 3 平成13年度以前に入学した学生の教育課程については、この改正学則別表教育課程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成16年度の学生定員は、次のとおりとする。

年度 科名	平成16年度	
	入学定員	収容定員
生活科学科	1名	140名

- 3 生活科学科は、第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の規定は、本学教育課程履修規程に定める年度の入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年10月1日から施行し、平成23年度に転学科をする者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則別表第1の規定は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前に入学した保育科の学生の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 安田女子短期大各学科の目的に関する内規（平成20年4月1日施行）

(2) 安田女子短期大学転学科規程（平成22年10月1日施行）

附 則

1 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則第30条第1項の規定中「施設設備費」に係る部分については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、2019年度入学生から適用し、平成30年度以前に入学した保育科の学生の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前に入学した保育科の学生の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、2023年度入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子短期大学学則別表の規定は、2024年度入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。